

令和6年皆野町農業委員会第11回定例総会議事録

1. 開催期日 令和6年11月25日（月）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	東光義	出席	13	高橋健一	出席
4	大濱英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山眞守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	欠席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

4件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請について

1件

8. 事務局 三橋博臣、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長

皆さん、こんにちは。相変わらず時間前に全部の方にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。ちょっと気を抜くと私が遅れるのではないかと心配なぐらい皆さんにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

天気の方、先ほど話がありましたけれども、多少安定してきて幾らか冬に近づいてくるのかなというふうに思いますが、なかなか暖かい日が多いようで、皆さんにはこういうときを利用して仕事をしていただけるといいなというふうに思います。

ちょっと余分な話ですが、昨日、今シーズン初めて走るほうの大会に、私、個人的に行ってきたのですが、コロナ後初めて、コロナ前からもう四、五年たちますけれども、初めて10キロの大会に出てきました。10キロは本当に久しぶりに走ったのですが、今日は大変疲れました。疲れています。やっぱり年なのだなというふうに思いますが、それでも70歳以上の部門では3番だったので、自分としては十分かなというふうには思っているのですが、走れる間は体のほうも大丈夫だろうと勝手に解釈していますので、皆さんにもそれぞれいろんなことがあるかと思いますが、頑張ってください、農業委員会のほうにもご協力いただきますようによろしく願いいたします。

今日、第11回の定例総会、スムーズに進行できますようによろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第3の議案に入ります。

議案につきましては、農業委員会会議規則に基づきまして、浅見会長に議長をお務めいただきたいと思います。よろしくお願いします。

浅見会長

それでは着座で失礼をいたします。

ただいまの出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年皆野町農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、金沢区域担当、田中輝雄委員の1名でございます。

次に、議事録署名人に、

4番、大濱英一委員

6番、四方田順造委員を指名したいと思います。これにご異議ご

	ございませんか。
出席委員	(異議なしの声あり)
浅見会長	それでは、異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、 4 番、大濱英一委員 6 番、四方田順造委員にお願いをいたします。 それでは、議案のほうに入りたいと思います。 議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、4 件を 議題といたします。 番号 1 について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農業委員として、地区担当の 1 3 番、高橋健一委員に対象農地の状 況について説明を求めます。 高橋委員。
1 3 番 高橋委員	番号 1 について説明をさせていただきます。 1 1 月 1 4 日に事務局の井上さんと 2 人で現地を見てまいりました。まず、申請地ですが、2 ページ目の案内図を御覧ください。〇〇 〇から県道〇〇方面に約 4 0 0 m ぐらい進みますと〇〇〇が左側に ございますが、県道を挟んで斜め右方向に位置する土地になります。 約 1 0 年前から転用許可を得ずにお貸ししていたということですが、私の記憶によりますと、この土地は長い間、草刈りもされず、大 変荒れた土地になっていた、そんな記憶がございます。今回、始末書 等も出されており、追認申請ということで、私は特に問題ないと思っ ます。ご審議のほどよろしく願いいたします。 以上です。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。 質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする

	委員は挙手をお願いいたします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、番号2について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農業委員として地区担当の10番、四方田克己委員に対象農地の状況について説明を求めます。 四方田委員。
10番 四方田委員	それでは、説明をさせていただきます。議案第1号の番号2になりますが、11月18日、事務局の三橋局長、それから井上さんと現地を確認させていただきました。 申請場所については、7ページの案内図を御覧いただければと思います。〇〇〇から県道〇〇〇線を200mほど〇〇方面に行った右側になります。黒く囲まれたところですが、見受けられた方もおと思いますが、この場所をよく白いトラック等が止まっている場所ですが、それに隣接する土地でございまして、申請地は雑草にも覆われておりまして、何年となく畑として利用をした形跡が見受けられないところではありますが、これを〇〇〇〇様が駐車場として拡張をしたいというものでございます。見てまいりまして、駐車場として拡張しても特に周辺への影響はないというふうに思われます。 なお、事務局の井上さんから説明を受けたのですが、道路の反対側は埋蔵文化財があるようでございまして、その道路を挟んだ隣接ということで、教育委員会のほうとも協議をしているということでございます。 それから、既存駐車場、この面積が申請面積を含めて1,000㎡を超えると町の開発行為に当たるということで、これも建設課のほうと協議をしているというところでございます。そんな状況でございまして、特に駐車場として利用することに問題ないものと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。特にございませんか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。 本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、番号3について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農業委員として、地区担当の10番、四方田克己委員に対象農地の状況について説明を求めます。 四方田委員。
10番 四方田委員	それでは、議案第1号、番号3につきまして説明をさせていただきます。 やはり11月18日に事務局の三橋局長、井上さんと現地を確認してまいりました。申請場所につきましては、11ページの案内図を御覧いただきたいと思いますが、先ほど議案第1号の番号2で説明した隣接地で、小さく黒く塗った部分となります。 申請地は、14ページの始末書にも書かれておりますが、大正18年頃から建物敷地として利用しているということでございます。現在の建物は、今日、議案と一緒に配られた議案第1号、番号3の現況写真を見ていただきますと、今はこういう2階建ての建物が建っている状況でございます。もう既に使われており、現況から見ても特に問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
続いて、番号4について審議します。
事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の12番、横田和子委員に対象農地の状況について説明を求めます。
横田委員。

12番
横田委員

それでは、番号4について、先週、事務局と現地調査をしてまいりました。
場所なのですが、次の16ページを見ていただきまして、140号を〇〇から〇〇方面に向かいまして、〇〇〇を渡ってすぐを〇〇、やがては〇〇のほうに行くのですが、その500mぐらい行ったところかなと思うのですが、そちら入って行って、そこからまた今度左に折れて荒川、川のほうに向かっていきまして100mぐらいのところの道路の横に申請の土地があります。
次の公図も一緒に見ていただきたいのですが、申請地の周辺は、いただいた今日の写真でも分かるのですが、写真は4ページですが、道路と住宅に囲まれたところであり、特にここに出ている今2の写真は、譲渡人の〇〇〇〇さんが現在やっている農地となっているので、それ以外には、この周辺には農地がないので、特に近隣の農地の影響というのはありません。
それと、自己用住宅ということなので、面積要件の500は下回っているのですが、特にこの計画しているものは以下になっているので、いいのかなというふうに思っています。

	以上なのですけれども、この案件について皆様のご審議をお願いいたしたいと思います。 以上です。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。 質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請について、1件を議題といたします。 番号1について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	変更が続いているわけなのですけれども、これより本件に対する質疑を行います。 質疑がございましたらお願いいたします。 小池委員。
11番 小池委員	県の上部も了解ということなのですけれども、まず最初はルートの変更が対象になったかと思うのです。その後2回ほど期間の延長が出て、これが3度目かと思うのですけれども、あまりにも〇〇〇〇というの、太陽光の工事の地盤があんまりよくなくてブロックを積み上げているというので、私も農地調査、現況調査で太陽光のほうは見ましたけれども、ちょっと行政はあんまり安直ではないかというふうな感じがするのです。 県がオーケーしていれば、それでしようがないのかもしれないので

浅見会長

事務局

すけれども、何か腑に落ちないというか、工事側というか、業者側が少し安直にただ工期の延長で出しているだけなのではないのみたいな感じがするのですけれども、上が、上部がそういうふうに判断したのではしょうがないとは思いますが、そんな感想を持ちました。

事務局。

私のほうから少し補足をさせていただきます。

小池委員のおっしゃるとおり、確かにもう3度目の変更ということですので、今回に当たりましては先方の、これ〇〇〇が申請なのですが、造っているのはその関連会社の〇〇〇〇さん、〇〇の業者になるのですけれども、そこの社長も呼びまして工程について一応話をさせていただいています。

さすがにもう3度目の変更になるので、これ以降、変更ができるかどうか、要はその前に許可が下りるかどうかというのは分からないので、一時転用につきましては、本来であれば2年、3年と一応期間は設けることができますので、ある程度余裕を持ってちゃんと履行できるところでやってくださいということで念を押させていただいた結果、一応3月までには工事自体は終わらせるということでしたので、農地への復元等も加味しまして1か月遅らせて4月末までということで申請はさせていただいております。

ですので、一応工程等の計画が甘いのではないかというご指摘もありましたので、1個1個ブロック積みとか、あとは土を入れて多分段を造っていくので、進入路のほうではない、大本のほうの工事にはなるのですが、その辺の進捗についての確認と、その後のめど、例えばそこに入れる土の確保ができていいのかとか、それで工期に本当に間に合うのかどうかという話もさせていただきました。

一応残土等といいますか、入れる土等の準備等は、もうめどは立っているということで、そこの搬入の部分についても一応こちらでは内部で確認をさせていただいております。ですので、ちょっと計画がというところもあったのですが、一応今回はちゃんと社長も呼んだ上で、建設のほうの関連会社ですが、社長を呼んだ上で、これ以降さらに変更というのは難しいよという話もさせていただいた上で、ちゃんと工期でできるのかということで、相手から工程表をもらいまして一步一步詰めさせていただいて、今回、一応ここに上げさせていただいていることになります。

ですので、一応こちらといたしましても、もうこれ以後の変更とい

うのは認める理由が見つからないといいますか、つきづらい、もう難しいと思うのです。今までも雨季だとかそういった理由等いろいろあったかと思うのですが、それで変更してきていますので、ただ、それで2回も変更してきていますので、今後はないよということで、こういう言い方でいいのか、くぎを刺した上で、今回、申請が上がってきているということです。一応その部分は、おっしゃる部分もありましたので、相手方をちゃんと呼んで、今後の工程についても話をさせていただいております。

このこういう機会ですので、少しお話をさせていただければなというところで、ちょっと脱線してしまうのですが、1個補足をさせてください。今、皆野町のほうでは、太陽光の建設について後は建設を抑制していく方向ということで、今、町民生活課のほうでパブリックコメント、要は太陽光の建築に伴う規制ですか、そういうのを制限する条例の制定に向けてのパブリックコメント、一般的な公募等を始めております。

ですので、今後、これが今、パブリックコメントが終わりましたので、原課のほうで制定に向けて動き出すのかなというふうに思っておりますので、今後、そんなに遠くない、かといって何年先というわけではなくて、1年以内になるかなとは思っているのですが、太陽光の新たな設置開発については、町の中では規制といいますか、制限がかかる方向になると思います。

これは、今後、条例にしますので、議会でもよくもんでいただいて、それで最終的には町として出すことになろうかと思っておりますので、今の段階ではまだ確定とは言えないのですが、そういった流れがあると。これに近いものを近隣でやっているところもありまして、秩父市がやっています。秩父市は自然公園に当たってくる地域であったりとか農業振興地域、その他いろいろあるのですが、そういった地区で太陽光というのは基本的には認めていないです。

制限がかかって、すみません、ちょっとごめんなさい。うろ覚えになってしまったので断言はできないのですが、制限がかかっている感じです。ですので、皆野町も同じような制限がかかっていくような方向で今進んでおります。

太陽光の話題ですので、ここで触れるのもちょうどいい機会かなと思いましたので、私のほうからちょっと余分ではあったのですが、ご報告等かねがねちょっと説明をさせていただきました。

私のほうからは以上となります。

浅見会長

今、事務局のほうから追加の説明、あるいは太陽光のこれからにつ

いて、町としての対応等の説明がありましたが、今の説明も踏まえて
いただいて、さらに質疑がもしあるようでしたらお受けしたいと思
いますが、どうでしょうか。よろしいですか。

先ほど事務局のほうから説明していただいたように、かなり今回は
丁寧に会社のほうも呼んで説明をしていただいたようですので、その
辺をご理解をいただいて、質疑を以上ということにさせていただい
て、採決のほうに移りたいと思います。

本件は変更はやむを得ないと認め、県知事宛て進達することを可と
する委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、変更はやむを得ないと認め県知事宛て進達することに決定
いたしました。

以上で審議いただく議案は全て終了いたしました。ご協力いただき
まして、ありがとうございました。